

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

1. 日 時 平成23年12月6日(火曜日)
午前9時30分～午前11時02分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 山本昌二委員長 岡山 隆 副委員長
徳並伍朗委員 大中 宏 委員
柴崎修一郎委員 荒山光広委員
西岡 晃 委員 河本芳久委員
秋山哲朗議長
4. 欠席委員 なし
5. 出席した事務局職員
重村暢之 議会事務局長 岩崎敏行 議会事務局主査
岡崎基代 議会事務局主査
6. 説明のため出席した者の職氏名
村田弘司 市長 林 繁美 副市長
永富康文 教育長 山田悦子 教委事務局長
石田淳司 教委事務局次長 月成庄造 教委学校教育課長
末藤勝巳 教委社会教育課長 高橋文雄 教委文化財保護課長
堀 洋数 教委体育振興課長 金子 彰 市民福祉部長
杉原功一 市民福祉部市民課長 佐々木郁夫 市民福祉部生活環境課長
原川清史 市民福祉部健康増進課長 佐々木彰宣 市民福祉部地域福祉課長
白井栄次 市民福祉部高齢福祉課長 平田耕一 美東総合支所市民福祉課長
西村克彦 秋芳総合支所市民福祉課長

午前9時30分開会

委員長（山本昌二君） おはようございます。只今より教育民生委員会を開会いたします。それでは先の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案7件につきまして審査いたしたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。市長さん何かご報告等ございませんか。

市長（村田弘司君） いいえ、ございません。よろしくお願いいたします。

委員長（山本昌二君） 議長さん。

議長（秋山哲朗君） 特にごございません。どうぞよろしく申し上げます。

委員長（山本昌二君） 各委員さん、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより審査を始めます。まず最初に議案第9号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを審査をいたします。執行部より説明を求めます。石田教育委員会事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） それでは議案第9号美祢市立小学校設置条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。議案書のほうの9 - 1ページ、9 - 2ページをお開き頂ければと思います。それから参考資料につきましては、3ページからなるかと思えます。合わせてご覧を頂ければと思います。それではご説明を申し上げます。この度の改正は美祢市立鳳鳴小学校において、平成24年度から通学する児童が見込めないことから、平成24年3月末をもって当該小学校を廃止するため、美祢市立小学校設置条例、美祢市美東地域告知放送の設置及び管理に関する条例及び美祢市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものでございます。改正の内容といたしましては、美祢市立鳳鳴小学校の廃止とともに、当該小学校に設置されております美東地域告知放送屋外放送機の場所を、当該小学校から綾木景平の美祢市鳳鳴運動場に変更し、更に当該小学校の体育館及び運動場の名称をそれぞれ美祢市鳳鳴体育館及び美祢市鳳鳴運動場といたしまして、市民の皆様が使用できるよう主要の改正をするものでございます。なおこの条例は、平成24年4月1日から施行するというところでしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

委員長（山本昌二君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。はい、大中委員。

委員（大中 宏君） 名称は変わったんですけど、施設等がそのまま残っていると。これ3集落のシンボリック的存在であったわけですけど、それが小学校がなくなつて、ただ施設だけが残るということで、これは条例改正だからこういう質問は適当でないかもわかりませんが、3集落からこの後の施設等について、いろんな要望があるんじゃないかと思えますし、また執行部として、ただ条例改正だけでなしに、地域振興のためにこれについて何かお考えがありましたら、お知らせを頂きたいと思えます。

委員長（山本昌二君） はい、石田事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 鳳鳴小学校の3地域と言いますが、小学校がありますところが、景平、それから一番山口に近いほうが大石、小学校のところから左側のほうに少し入ったところが薬王寺という、この3地区から編成をされてるところでございます。その3地区から編成されております当該小学校の教育後援会というのがございまして、その教育後援会の中で、現在小学校のあとの校舎の利用について協議をされておるということで、今伺っておるところでございます。一応来年の10月頃を目途に、考え方を市のほうに示したいということで、今先方のほうで協議をされてるところでございます。特段今私どものほうからは、こういうふうな使い方をということは、当該小学校の後援会のほうには投げかけておらないということでございます。

委員長（山本昌二君） 大中委員いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第9号美祢市立小学校設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を審査いたします。本委員会所管事項につきまして、執行部より説明を求めます。なお、各会計

において、歳出の人件費の補正で人事異動に伴う給与の増減額補正につきましては、説明を省略されても結構です。よろしく申し上げます。はい、佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） それでは議案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）についてご説明いたします。まず民生費の歳出からご説明いたします。平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）の24、25ページをお開き下さい。款民生費・項社会福祉費・目社会福祉総務費・節負担金、補助及び交付金におきまして26万円計上しております。これは地区民生委員協議会活動助成事業に係る補助限度額が、引き上げられたことに伴うものであります。次に目障害者福祉費・節償還金、利子及び割引料におきまして434万2,000円計上しております。これは障害者自立支援給付事業の受給者数が、見積もった数に比較しまして少なかったことによる、平成22年度分国・県補助金精算返還金を計上しております。

委員長（山本昌二君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、第3目老人福祉費についてご説明申し上げます。001老人福祉経費、介護保険事業特別会計繰出金60万8,000円を増額補正してございます。これは後ほど説明をいたしますが、介護保険事業特別会計におきまして、人件費や事業量の増減に伴い補正いたすものでございます。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 続きまして、目福祉医療助成事業費・節扶助費におきまして、重度心身障害者分1,898万7,000円計上しております。これは福祉医療費の負担額の増加によるものでございます。

委員長（山本昌二君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 続きまして、第5目共楽荘費についてご説明いたします。25ページの下のほうになりますけれども、002共楽荘運営事業、燃料費について22万9,000円の増額補正を行っております。これは原油価格の高騰によりまして、風呂に使用する灯油代の単価が上昇いたしましたことと、使用する量につきましても当初の見込みよりも多くなるということから、増額補正いたすものでございます。続いて26ページ、27ページをお開き願いたいと思いま

す。第8目の老人福祉施設費についてでございます。001老人憩いの家管理経費、燃料費において27万3,000円、それからその下の002カルストの湯管理経費、燃料費におきまして48万2,000円をそれぞれ増額補正いたしております。これらにつきましても、厚保の老人憩いの家及び嘉万老人憩いの家、並びにカルストの湯におきまして、風呂に使用する灯油代の単価上昇、更に使用量の増加に伴う補正でございます。それからその下の003高齢者コミュニティセンター管理経費、施設補修工事660万円の増額補正について、ご説明を申し上げます。高齢者コミュニティセンターは、昭和57年秋芳町秋吉に建設され、現在、地域の高齢者福祉の拠点施設として、指定管理者である社会福祉法人美祢市社会福祉協議会により管理運営されております。この度、指定管理者である美祢市社協から事務室並びに倉庫において雨漏りがするという報告を受け、調査いたしました。その結果、屋上シートの劣化が激しく、部分的に剥がれている状況が確認されたところでございます。また建築業者からもコンクリート部分の亀裂の可能性について示唆されたということから、今後の降雪や梅雨という季節への対応を考慮した場合、早めの対応が必要であるというふうに判断いたしまして、今回の補正に至ったものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） 続きまして、9目国民健康保険費、繰出金、国民健康保険事業特別会計繰出金でございます。これは国民健康保険事業特別会計への繰出金で、人件費として751万8,000円の増額補正でございます。続きまして、10目後期高齢者医療費、負担金、補助及び交付金、療養給付費負担金1,045万8,000円の増額補正です。これは平成22年度後期高齢者医療広域連合市町療養給付費負担金の精算によるもので、山口県後期高齢者医療広域連合に支払うものでございます。次に償還金2万1,000円の増額は、交付額確定によりまして、特別対策補助金の返還金で、同じく山口県後期高齢者医療広域連合に返還するものでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 続きまして、項児童福祉費・目児童措置費・節委託料におきまして803万2,000円計上しております。内訳といたしましては、広域保育料委託料として255万1,000円でありまして、当初見

込みより入所児童数が増加したことによる運営費の増額であります。次に電算システム変更委託料として548万1,000円であります。これは子ども手当特別措置法の対応に係るシステムの改修経費であります。次に28、29ページをお開き下さい。中程の項生活保護費・目生活保護総務費・節償還金、利子及び割引料におきまして102万円計上しております。これは平成22年度セーフティーネット支援対策等補助金清算返還金であります。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それでは衛生費の関係についてご説明をいたします。30ページと31ページをお開き下さい。4款衛生費・2項清掃費・2目塵芥処理費でございます。説明欄の003カルストクリーンセンターの管理運営経費でございますが、330万円を計上しております。内訳は燃料費330万円の増額でございます。カルストクリーンセンターでは、年間27万リットルの灯油が必要でございます。当初予算での積算の元でございます灯油の単価は、税込みで約59円でございますけれども、その後燃料費が高騰いたしまして、23年度の7月の単価は、税込みで79円という状況でございます。それ以降70円代後半で推移しておりまして、今回の補正に至っております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、石田教育委員会事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） それでは補正予算書の40ページ、41ページをお開き頂きたいと思っております。一番上になりますが、10款教育費・3校中学校費・3目学校施設整備費でございます。これは財源更正を行っているところでございまして、特定財源におきまして、国・県支出金を8,302万4,000円の減額、地方債を8,300万円増額、一般財源におきまして、2万4,000円の増額補正ということで財源更正を行っているところでございます。これは国庫補助基準が変更になったということで、今年度から3ヶ年事業で実施しております大嶺中学校の改築事業によるものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） はい、山田教育委員会事務局長。

教育委員会事務局長（山田悦子君） 続きまして、1-42ページ、1-43ページをお開き下さい。6項保健体育費・2目体育施設費3,275万5,000円の減額補正であります。減額補正の経緯であります。秋芳プールは、昭和44年に建設した50mプールで、近年漏水等による経費が増大し、また50mプールであ

ることから利用効率も低いため、平成23年度において利用効率の向上と維持管理経費の節減を図るため、循環ポンプ、ろ過装置、円形プール等既存の設備を利用した形で、50mプールを25mプールに改修することとしておりました。しかしながら、そのプールハウス内部のモルタルの剥離、雨漏り等も徐々に悪化し、給配水管、ろ過器、循環ポンプ等対応年数も経過をしていることから、プール改修後も更なる改修等が必要となり、多額の改修経費が予測される状況となりました。また本年7月に県立美祢高等学校の再編計画が公表されましたことで、当該高校のプールを秋芳プールの代替え施設として利活用することの選択肢ができたことや、災害時の飲料水供給機能を持った浄水型プールであれば国の補助金が活用できることなどから、今一度総合的な見地に立ったプール設備を検討する必要があるとの結論に至りまして、本年度の改修工事を見合わせるものであります。なお昨年までの事業で秋芳プールを利用しておりました秋芳南中学校は、美祢高等学校のプールを利用し、各地のプール利用者については、秋吉小学校プールの開放により対応をいたしました。来年度についても、それぞれのプールについて、利用が可能となっております。県の今後の動向を見守りながら、また現プールが秋芳地域の中心部に位置すること、それから秋芳南中学校に欠かせない施設であることなどから、秋芳地域にとって重要な位置づけであること、プールの周辺部を含め総合的に検討すべきであるとの結論に至りまして、秋芳プール運営経費修繕料103万6,000円、それから工事請負費3,171万9,000円を減額補正をするものであります。歳出については以上です。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 続きまして、歳入につきましてご説明いたします。10ページ、11ページをお開き下さい。款国庫支出金・項国庫負担金・目民生費国庫負担金・節児童福祉費負担金といたしまして、157万7,000円計上しております。これは歳出におきまして説明しました児童措置費の委託料、広域保育事業に対応する国庫負担金部分でございます。同じく節生活保護費負担金といたしまして691万2,000円計上しております。これは平成22年度生活保護費国庫負担金精算交付分であります。

委員長（山本昌二君） はい、石田教育委員会事務局次長。

教育委員会事務局次長（石田淳司君） 同じく10ページ、11ページをご覧頂け

ればと思います。一番下になりますが、14款国庫支出金・2項国庫補助金・6教育費国庫補助金でございまして、8,302万4,000円の減額補正を行っております。これは先程財源更正のところでも申し上げましたが、今年度から3ヶ年事業で実施しております大嶺中学校の改築工事の国庫補助基準が変更になりましたので、国からの安全・安心な学校づくり交付金8,302万4,000円が、当初の見込みよりも少なく交付決定をされたところでございまして、所用の減額補正をするものでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 次に12、13ページをお開き下さい。款県支出金・項県負担金・目民生費県負担金・節児童福祉費負担金といたしまして78万9,000円計上しております。これは歳出において説明いたしました児童措置費の委託料、広域保育事業に対応する県費負担金部分であります。続きまして、項県補助金・目民生費県補助金・節社会福祉費補助金といたしまして、647万9,000円計上しております。これの内訳は地区民生委員協議会活動助成事業の県補助金部分として26万円、福祉医療費助成事業の重度心身障害者分の県補助金部分といたしまして621万9,000円となっております。次に同じく節児童福祉費補助金といたしまして548万1,000円計上しております。これは歳出の子ども手当支給事業に伴う電算システム改修経費として計上いたしました10割にあたる額であります。次に14、15ページをお開き下さい。款諸収入・項雑入・目雑入・節民生雑入といたしまして652万5,000円を計上しております。これは福祉医療費助成事業の重度心身障害者分に係る高額医療費等返還金であります。以上で歳入につきましての説明を終わります。

引き続きまして、債務負担行為補正についてご説明いたします。5ページをお開き下さい。美祢市地域活動支援センターひので指定管理料といたしまして1,936万1,000円を計上しております。これは平成24年度から平成26年度までの3年間の地域活動支援センターひのでの指定管理料でございます。

委員長（山本昌二君） はい、佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） 同じく5ページでございます。4段目でございますけれども、美祢市斎場ゆうすげ苑指定管理料として4,893万3,000円を、債務負担行為の補正をしております。これは平成24年度から平成2

6年度までの指定管理料でございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） 説明が終わりましたが、質疑はございませんか。岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） それではですね27ページなんですけど、老人憩いの家管理費として、燃料費が27万3,000円ついております。またカルストの湯の管理経費ということで、光熱需用費としての燃料費が48万2,000円とあります。それとまたカルストクリーンセンターの管理運営費としての燃料費が330万円ついていますが、この燃料費、灯油だと思いますけれども、リッターが今全体的にはガソリンとか灯油については、（発言する者あり）そういう形で燃料費、需用費としてこれだけかかってきておるわけでありまして。そういう中燃料費ですね灯油も今高止まりしているそういった状況、背景があります。こういった中それぞれ購入するお店が違うと思いますけれども、灯油を購入する場合にですね、リッターに対して単価が10円以上違うというのは、違うかどうか分かりませんが、どの程度購入するところによって、このリッターに対しての燃料費が違うのかどうか、この辺について分かれば教えていただきたいと思っております。

委員長（山本昌二君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今のご質問につきましてお答えをいたしますが、単価の上昇額という捉え方で（発言する者あり）

副委員長（岡山 隆君） あるところに購入する時には70円とか、差が10円以上あるのかどうか。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 先程おっしゃったように施設によって若干契約単価が異なりますので、施設によって異なりますけれども、例えば共楽荘費でいえば11円程度、それから厚保の老人憩いの家につきましては18円、嘉万の老人の家につきましては15円、それからカルストの湯におきましても18円程度、それぞれ上昇しておるという状況でございます。以上でございます。

副委員長（岡山 隆君） 要するに1箇所から全部入れれば灯油に対しては同じ値段になるんですけども、購入するお店がそれぞれ違いますよね。それでですね購入する、例えば今カルストの湯の場合ですね購入するところの灯油の値段がリッターに対していくらなのか、またカルストクリーンセンターに対してはリッター何ぼなのか、そのこのところの差がどうなのかということです。

委員長（山本昌二君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 今岡山委員がおっしゃったのは、いろんな施設によって市が購入しておる単価が、例えば9円違う、10円違うということであるけれども、そういうことが現実的にどの程度違うかということのご質問だろうと思います。今白井課長が答えたのは、上昇の額を言ったんであって、おそらく聞いておられることと違ったと思います。というのがですね灯油、ガソリンとの購入につきましては、監理課のほうで、ここにはおりませんけれども一括してやっております。それも入札制度取っております、それぞれの施設に対して業者の方に入札をしていただいて、一番安いところに決定をするという方法をとっております。それぞれの施設においてある程度の金額の多寡はできておりますけれども、それは適正な価格で購入してると。ですから入札を取ってますから、客観的に見られてもおかしくない程度の差で購入をさせていただいておるということをご理解頂きたいと思います。ですからこの場に答えられる者がおりませんので。

副委員長（岡山 隆君） いずれにしても入札ということで、額が若干違って来ると思いますけれども、灯油ですからリッターに対して10円以上とか違うというのはちょっとどうかなと言う、実際10円以上なってるかどうか分かりませんが、その辺についてしっかりと行政側としても見て行って頂きたいと思っております。それからですね、今後いつもこういった燃料費に関しては、本当に諸外国の原油の動向に左右されて来ておるわけでありましてけれども、毎回こういったところでいつも補正を行っていかなくてはならないというこういった状況でもあります。それで今本当に灯油とかそういったものにも、このままずっと依存していくんかどうか。場合によっては例えば難しいところがあるかわかんけれども、カルストクリーンセンターなんかボイラーに対してはですね今灯油とか使っておりますけれども、これを木製ペレット使ってですね燃料にして、ボイラーも若干変えていかなくちゃならないんですけれども、総合的にその辺のカルストの湯についてもそれぞれの、また温水プール、まだたくさんあると思いますけれども、そういったところも木製ペレットに対応したボイラー等設置して、そして今後燃料の経費を削減して行くとか、その辺について今後しっかりと精査していかんやいけんところがありますけれども、いつまでもこういった燃料の高騰によって苦しんでおると。美祢市にはいろいろ間伐とか農林業が衰退しておりますから、そういったところのものをしっ

かりと木製ペレットにしていくとか、そういった話が大きくなりましたけれども、いずれにしてもこういったボイラーに対してペレットを使って行くような形に少しずつシフトをしていくことも大切ではないかと思えますけれども、それについては市長のご見解はどうでしょうか。

委員長（山本昌二君） はい、村田市長。

市長（村田弘司君） 岡山委員のご質問は地球的、世界的な視点、観点にたったご質問ということで、非常に興味深く聞いておりました。また今世界の趨勢は、地球そのものが持つおる資源をいかに大切に使う行って、なおかつ地球の環境を保持、保全をしていくかというところにシフトして行ってます。その考え方に基づいたご質問だろうというふうに思っております。ただですね今、日本国そのものが外国からの燃料、資源によってこの国は成り立っておるということも現実でございます、この日本が誇っておるこれほどの科学立国、技術立国でありながら、この日本というのは非常に豊かな森林をもっております。これは世界に誇るものであろうと思っておりますけれども、その森林をですね、例えばペレットという言葉をおっしゃいましたけれども、間伐材だけで全てのボイラーを使ってるものに変えて行くことができるかどうか、それは日本の森林を間伐材だけではとてももちません。じゃあ日本の森林を伐採していくのか、それが無理であるのであれば、外国からまた木材を切ってですね輸入してやっていくのかということになってきます。ですからそれがまた地球環境に与えるダメージということもありますので、その辺も勘案しつつ、また今いみじくもおっしゃいましたけれども、木製ペレットを使ったボイラーにシフトするという事はやはりコストがかかります。そしてその資源、原材料、木材のペレットを確保するというサイクルも確立してないと、それを供給を与えられることができませんので、そのことがちゃんとできるかどうか、その辺も含めて考えて行く必要があるというふうに思っております。但し、しかしながら今岡山委員がおっしゃった非常に高い視点でのご質問でございますので、その辺は私もこの美祿市の市長として、どっかの段階で私よく社会実験行いますけれども、どっかの施設に特定をしてそれができるかどうか、どれほどのコストがかかるか、それが今申し上げたようにちゃんとしたサイクルが確立できるかどうか、そういうこともやって行く必要があるかなということも考えております。但し、当面は今すぐということではございません。以上でございます。

委員長（山本昌二君） いいですか。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより案第1号平成23年度美祢市一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第2号平成23年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは議案第2号平成23年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。補正予算書の2-1ページをお開き下さい。今回の補正は、歳入歳出それぞれ1億8,010万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億4,015万9,000円とするものでございます。最初に歳出についてご説明いたします。2-12、2-13ページをご覧ください。歳出でございます。款総務費・項総務管理費・目一般管理費の人件費につきましては、省略させていただきます。次に2款保険給付費・療養諸費・退職被保険者等療養給付費、負担金、補助及び交付金といたしまして、療養給付費4,297万9,000円の増額補正であります。これは退職者医療制度該当者への切替勧奨を強化いたしました結果、退職者被保険者数の増加に伴い、その医療費の増加に対応するため増額補正するものでございます。次に一般被保険者療養費、負担金、補助及び交付金として、療養費109万5,000円の増額補正でございます。これは不慮の事故や旅先での急病により、保険証を持たずに診療を受けたときなど、一旦全額自己負担となった治療費を、後日精算申請により、一部負担金を除いた額を療養費として支給するもので、当初月平均77万6,000円とみなしておりましたが、療養費の月平均が86万7,000円と増加したもので、それに対応するものでございます。2項高額療養費・退職被保険者等高額療養費、負担金、補助及び交付金として、高額療養費1,107万3,000円

の増額補正であります。これは当初月平均125万9,000円とみなしておりました高額療養費の伸びによりまして、月平均218万円となる見込みになるものでございます。これは先程2目で説明いたしました退職被保険者数の増加に還元するものでございます。次のページをお開き下さい。続きまして、3款後期高齢者支援金等・1目後期高齢者支援金、負担金、補助及び交付金といたしまして、支払基金負担金52万6,000円の増額補正でございます。これは後期高齢者医療制度への支援のため社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、同基金よりの通知により補正するものでございます。続きまして、4款前期高齢者納付金等・1目前期高齢者納付金、負担金、補助及び交付金として、支払基金負担金2万1,000円の増額補正でございます。これは前期高齢者医療制度への支援のため社会保険診療報酬支払基金に支払うもので、同基金よりの通知により補正するものでございます。続きまして、8款保健事業費・2目疾病予防費、委託料として、検診・検査委託料21万3,000円の増額補正でございます。これは脳の病気の早期発見、早期治療を目的として個人負担の助成を行っております脳ドックの受診者の増加によるもので、年間24人と見ておりましたところ33人程度となる見込みによりまして増額補正でございます。続きまして、10款諸支出金・項償還金及び還付加算金・一般被保険者保険税還付金、償還金、利子及び割引料として、過誤納金還付金及び加算金114万3,000円の増額補正でございます。これは国保資格の変更などにより過年度分保険税を還付するもので、還付件数・金額ともに増加しているため、これに対応するため補正するものでございます。次のページをお開き下さい。続きまして、3目償還金、償還金、利子及び割引料として、国庫等償還金4,680万8,000円の増額補正でございます。これは平成22年度国民健康保険療養給付費等負担金及び平成22年度特定健康診査、保健指導事業費等の確定に伴う精算金で、国及び県への償還金でございます。続きまして、11款予備費でございます。今後の医療費の増加に備え6,873万1,000円の増額補正でございます。

次に歳入についてご説明いたします。2-8、2-9ページをお開き下さい。3款国庫支出金・1項国庫負担金・療養給付費等負担金、現年度分といたしまして40万3,000円、次に2項国庫補助金・財政調整交付金、普通調整交付金10万7,000円の増額補正でございます。これは歳出で説明いたしました一般被保険者療養給付費及び後期高齢者医療費支援金、前期高齢者納付金の増額に対する国庫

よりの負担金・補助金でございます。続きまして、4款療養給付費等交付金、現年分5,405万2,000円の増額補正でございます。これは歳出で説明いたしました退職療養給付費、退職高額療養費の増額に対応するものです。次に過年分1,812万8,000円の増額補正でございます。これは平成22年度療養給付費等負担金の精算によるものです。現年度分・過年度分いずれも社会保険診療報酬支払基金よりの交付金でございます。続きまして、6款県支出金・県補助金・財政調整交付金、普通調成交付金8万2,000円の増額補正でございます。これは歳出で説明いたしました一般被保険者療養費及び後期高齢者医療費支援金、前期高齢者納付金の増額に対する県よりの交付金でございます。9款繰入金・一般会計繰入金、職員給与費等繰入金751万8,000円の増額補正です。これは人件費相当額等の増額となります。次のページをお開き下さい。続きまして、10款繰越金・繰越金・その他繰越金、前年度繰越金でございます。平成22年度決算の結果9,981万7,000円を増額補正し、充当するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 本案に対するご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第2号平成23年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成23年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） それでは続きまして、議案第5号平成23年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。恐れいります補正予算書の5-1ページをお開き願います。この度の

補正は、人事異動等に伴う人件費の調整と平成22年度における事業の精算の結果、超過交付となりました国庫支出金等の返還、更に地域包括支援センター業務について、平成24年4月から業務委託の拡大に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,162万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億943万1,000円とするものでございます。まず歳出についてご説明を申し上げます。恐れいります5-10、11ページをお開き願いたいと思います。人件費の部分につきましては、省略をさせていただきたいと思えます。下のほうになりますけれども、第3款地域支援事業費・第2項包括的支援事業・任意事業費・第4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費の中で、人件費ほかに役務費2万3,000円、委託料におきまして54万2,000円、備品購入費におきまして90万1,000円、次のページ12、13ページでございますけれども、公課費として2,000円、それぞれ増額補正をさせていただいております。この内訳につきましては、ご説明をいたしたいと思えますが、右側002包括的・継続的ケアマネジメント支援事業で146万8,000円を増額補正をさせていただいております。この002につきましては地域包括支援センターの運営に係るものでございますけれども、地域包括支援センター業務におきましては、現在、美祢地域と美東地域においては直営で、秋芳地域においては社会福祉法人への業務委託によって、それぞれ運営がなされておるところでございます。このうち直営で運営しております美祢地域と美東地域については、飛び地ということでございまして、これまで効率の悪さというものを感じておりました。この解消策を検討しておりましたところ、飛び地の問題を解消するだけではなく、民間活力の活用とともに、経費の削減を図る、こういったことが可能となりますことから、この際、平成24年4月から美東地域についても業務委託をすることというふうに決定をしたものでございます。受託者の選定に当たりましては、設置者は市町村の他、包括的支援事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施できると考えられる法人というふうにされておりますので、該当するというふうに考えられる社会福祉法人のうち、地域性を考慮いたしまして、美東地域と秋芳地域において、それぞれ活動をされておられる社会福祉法人に対しまして、地域包括支援センター業務の受託が可能かどうかについての意向調査を行いました。その結果、地域包括支援センターを設置するに当たりましては、主任ケアマネ・社会福祉士・保健師のこの三つの職種の配置が

義務付けられておることから、それぞれの法人におきまして、新たな職員の確保が困難という理由から、受託できるという旨の回答が得られましたのは、1法人のみということとなりました。この法人は秋芳地域包括支援センターの設置者であり、合併前よりセンターの業務を実施してこられておりますので、経験や実績については申し分ございません。また、人員の配置の見込みができるということから、この美東地域における業務は可能と判断いたし、当該法人に決定をいたしたところであります。また、この件につきましては、法で定められた美祢市地域包括支援センター運営協議会、この中でも諮っていただきまして、承認を得られておるところでもございます。それで今回の減額補正についてでございますけれども、平成24年4月から、新たに美東地域の業務委託を開始する際に必要となります経費についてを計上したものでございます。具体的に申しますと、業務地域の拡大に伴う移動量の増加、あるいは職員の増加に対応するため、自動車の購入とそれに伴う経費、それから机、携帯電話等の購入に係る事務経費、更に名称の変更も伴いますので、名称に伴う看板の設置に対する経費をそれぞれ計上いたしておりまして、まず保険料の2万3,000円につきましては、購入車両の自賠責保険料として、次の業務委託料54万2,000円につきましては、電話や机・椅子、看板設置等にかかる経費として、既定の予算に追加計上するものでございます。次の庁用車90万1,000円につきましては、市において庁用車を購入し、無償で貸与する計画というふうに考えておりますので、その費用でございます。それから5-12、13ページのほうでございますけれども、自動車重量税2,000円につきましては、購入車両にかかる経費として、計上いたしたものでございます。続きまして、その下、12ページ、13ページでございますけれども、第4款基金積立金・第1項基金積立金・第1目介護給付費準備基金積立金の積立金で5,000万円を計上してございます。これは介護給付費準備基金積立金において介護給付費準備基金元金として5,000万円を増額したものでございます。これは平成22年度の決算により、繰越金が9,101万4,000円計上されたところでございますけれども、これの一部を介護給付費準備基金元金として支出するものでございます。平成23年度までの第4期介護保険事業計画期間中に積み立てられたこの介護給付費準備基金につきましては、この第4期の期間終了時に取り崩され、第5期事業計画期間に歳入として繰り入れ、保険料の上昇抑制を果たすものというふうに考えております。続

きまして、第5款諸支出金・第1項償還金及び還付加算金・第2目償還金についてでございます。001国庫支出金等精算償還金3,018万7,000円の増額補正をいたしております。これは平成22年度の精算の結果、超過交付となりました分を、国や県に返還するものでございます。続いて、第6款予備費でございますけれども、1,082万7,000円を増額補正という形でお示しをさせていただいております。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。5-8、5-9ページのほうお聞き願います。まず第8款繰入金・第1項一般会計繰入金・第3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）についてでございますけれども、先程ご説明いたしましたけれども、地域支援事業費におけます地域包括支援センターの事業費、あるいは人件費の調整等に対するもので、155万円を増額補正いたしております。次に第4目その他一般会計繰入金についてでございますけれども、これは一般会計における職員給与費等に係る繰入金でございます。人事異動等に伴う調整の結果、94万2,000円の減額補正を行うものでございます。最後に第9款繰越金についてでございます。これは繰越金9,101万4,000円についてでございますけれども、これは先程ご説明いたしました22年度の精算による繰越金でございます。説明は以上でございます。

委員長（山本昌二君） ありがとうございます。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） それではですね2点についてお伺いしたいと思います。5-13の中で基金積立金ということで、介護給付費準備基金元金5,000万円今回ついております。それでですね今回この5,000万円が基金に入ることによって、これによって今現在、この介護の準備基金としてトータルで今現在基金がいくらになっているかということと、それともう1点はですねこの介護予防におけるこの特定高齢者のこの施設事業があるとは思っておりますけれども、75歳以上のこの要支援1とか2とかではなくて、75歳以上で元気なんだけれども、そこまでいけない方で、こういった運動機能の低下とか、また防ぐために幸嶺園とかみのり園とかそういったところに出向いて行って、そしてそこで運動機能の低下防止のための対応するという事業があると聞いておりますけれども、この辺についてのサービス今実際受けられてる方の人数が増えてきているのかどうか、減っているのかどう

か、またそう行っただけでですね運動機能の低下、運動されてその効果というのはどういう形でなってるかどうか、この辺が分かれば説明していただきたいと思えます。

委員長（山本昌二君） はい、白井課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 岡山委員の質問にお答えいたします。いくつかご質問を頂いた訳でございますけれども、最初の準備基金の積立金の額についてでございますけれども、ちょっと申し訳ございません。今ちょっと手元に資料がございませんけれども、先だって9月定例会の中で示された決算上の準備基金の積立金の金額が1億7,000万程度であったかというふうに考えております。従いまして、この度積立金を5,000万円積み立てると、新たに積み立てるということで、今現在2億2,000万程度の準備基金積立金というふうに認識をしておるところでございます。それから特定高齢者というふうに申されました。特定高齢者と申しますのは、介護認定、要支援認定はされてはもらえないけれども、チェックリストの結果によって、生活機能に低下が見られるという方を特定高齢者というふうに申しておりましたけれども、今現在は正確には二次予防事業対象者というふうに申しますけれども、そういった方々に対する事業といたしまして、先程岡山委員のほうからもご紹介がございましたけれども、特定高齢者の介護予防事業ということで、特に市内に特別養護老人ホームを運営していらっしゃる四つの施設に、運動機能の向上に向けたトレーニングを専門にしていだける事業がございますけれども、これにつきましては、今現在20年度におきましては、延べ利用者数は204人、それから21年度については336人、22年度におきましては241人ということで、若干の増減がありますけれども、そういった状況でございます。この効果と申しますのは、具体的にお示しがしにくいかと思えますけれども、この件につきましても9月定例会に市長が答弁された一般質問の中でもいたしましたけれども、美祿市において要介護及び要支援の認定状況、要介護者の数は増えておるという状況でございますけれども、要支援者数は減っております。そういう動きを示しながらも、全体的に見れば認定率というものは4期事業計画期間中は20%という推移をしておるところでございます。ですからこの状況からしてみれば、要支援の方の介護度の重度化というものが進んでおるものの、新たな認定者の増加はある程度抑制できると、それが一つ介護予防という形で反映されておるのかなというふ

うには考えておるところでございます。以上です。

委員長（山本昌二君） はい、岡山副委員長。

副委員長（岡山 隆君） 今ですね特定高齢者の施策事業として、運動機能を低下するために、みのり園とか幸嶺園とかそういった所に行かれて、運動機能を低下の防止のための対応をされてるということで、それが美祢市にあって、要支援1と2の方の人数が少し減ってきていて、効果があるんじゃないかというちょっと説明がありました。そういうことで非常にいいことではないかと思っております。そういう中にあるならば、この特定高齢者、まだ要支援1、2になってない認定されていない方に対して、運動機能低下防止のための施設に行っている方が今変動して、年によっては240人とか、330人程度とか、また22年度は241人という形で変動しております。こういったところの参加する人数が増えていけば、今要支援1、2がもっと減っていくんじゃないかという考えもあるかなと思うんですけれども、この特定高齢者の施策事業として、みのり園、幸嶺園とかいうところに、運動機能低下を防止するために、もっともっとですねそういったところに参加できるように啓蒙活動といいますか、啓発活動といいますか、その辺についての動きといいますか、その辺については今の現状のままでいくのか、今後どのように対応するかその辺についてお尋ねしたいと思います。

委員長（山本昌二君） はい、白井高齢福祉課長。

市民福祉部高齢福祉課長（白井栄次君） 只今の岡山委員のご質問にお答えしたいと思います。特定高齢者の対象者の拡大といいますか、そういったものについてまず、毎年春に25項目からなります基本チェックリスト、こういったものを65歳以上の認定を受けていらっしゃる高齢者の方皆さんにお送りします。まずこのチェックリストにご記入を頂いて、ご回答頂くことによって、そういったいろんな問題があるかないかということ判断いたしますので、まず基本チェックリスト、これへの参加を切にお願いをいたしたいというふうに考えておるところでございます。その結果、生活機能に低下が見られるという高齢者に対しましては、こういった特定高齢者用の事業を案内するわけでございますけれども、なおかつ更にいわゆる一般の元気高齢者といいますか、そういった方に対しても、例えば各地域におきまして、いきいきサロン、美祢市の社会福祉協議会が行っておる事業でございますけれども、各集落単位でこういったサロンというものを設置して、高齢者の日常の

交流、そういったあるいは行政が入り込んでいきまして、健康に対する指導、あるいは予防についての知識提供ということも努めてるところでございますので、そういった数々たくさんの事業もメニューを揃えておるところでございますので、そういったものへのそれぞれの参加を、地域包括支援センターを中心にして、市内の民生委員さん、あるいは福祉委員さんを巻き込みながら、拡大していければなというふうに考えておるところでございます。

委員長（山本昌二君） それではほかにはありませんですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それではこれより議案第5号平成23年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認め、本案は原案のとおり可決されました。ここで50分まで休憩いたします。

午前10時37分休憩

.....
午前10時50分再開

委員長（山本昌二君） それでは、委員会を再開いたします。次に議案第6号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を審査いたします。執行部より説明を求めます。杉原市民課長。

市民福祉部市民課長（杉原功一君） それでは、議案第6号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。補正予算書6-1ページをお開き下さい。今回の補正は、歳入歳出それぞれ126万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9,709万2,000円とするものでございます。最初に歳出についてご説明いたします。6-10、6-11ページをご覧下さい。2款後期高齢者医療広域連合納付金、負担金、補助及び交付金でございます。これは、平成22年度後期高齢者医療保険料の精算金でございまして、75万6,000円の増額補正でございます。続きまして、3款諸支出

金・償還金及び還付加算金・保険料還付金、償還金、利子及び割引料といたしまして50万6,000円の増額補正でございます。これは、平成22年度以前の死亡、転出などの被保険者の資格異動及び保険料の変更等に伴う過誤納付還付金でございます。次に歳入についてご説明いたします。前のページをお開き下さい。4款繰越金、前年度繰越金でございます。これは平成22年度決算の結果、126万2,000円を増額補正するものでございます。先程説明いたしました歳出に充当するものでございます。以上で説明を終わります。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、これより議案第6号平成23年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。佐々木地域福祉課長。

市民福祉部地域福祉課長（佐々木彰宣君） 議案第14号美祢市心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定につきましてご説明いたします。14-1ページをお開き下さいませ。美祢市伊佐町伊佐に設置しております美祢市心身障害児（者）福祉施設ひのでの指定管理期間が、平成24年3月31日をもって満了いたします。当該施設の指定管理者の選定につきましては、美祢市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項に定められている施設の性格及びこれまでの実績を考慮しまして、公募によらない指定管理者として、社会福祉法人美祢市社会福祉協議会を平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間、再指定するものであります。よろしく審議のほどお願いいたします。

委員長（山本昌二君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございま

せんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、これより議案第14号美祢市中心身障害児（者）福祉施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号美祢市火葬場の指定管理者の指定についてを審査いたします。執行部より説明を求めます。佐々木生活環境課長。

市民福祉部生活環境課長（佐々木郁夫君） それでは、議案第15号美祢市火葬場の指定管理者の指定についてご説明をさせていただきます。議案書の15-1ページとそれから参考資料の69ページ以降をご覧ください。美祢市斎場ゆうすげ苑は、平成21年4月1日から2回目の指定管理者による管理運営を行っておりますが、この指定管理期間が平成24年3月末で終了しますので、平成24年4月からの指定管理者の指定を行おうとするものでございます。指定管理者といたしましては、美祢市大嶺町奥分170番地、有限会社こまつ。指定期間は平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間でございます。指定管理者の募集につきましては、平成23年9月26日から平成23年10月7日まで行いまして、応募者は有限会社こまつ1社でございました。指定管理者の選定にあたりましては、委員9名による選定審査会を開催をいたしまして、応募者が1社でございますけれども、応募者から提出された事業計画書等の審査に加えまして、応募者からのプレゼンテーションを行いました。最後に委員による採点を行いまして、900点中785点という結果でございました。選定審査会として、この有限会社こまつを指定管理者候補者として決定されたものでございます。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、これより議案第15号美祢市火葬場の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） 全員異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案7件につきまして、審査を終了いたしました。その他委員の皆様から何かございましたら、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） それでは、ここで執行部より美祢市地域医療シンポジウムについてのご説明をお願いします。はい、原川健康増進課長。

市民福祉部健康増進課長（原川清史君） それでは、委員長のお許しをいただきまして、ご案内を申し上げます。今、お手元にチラシをお配りいたしております。来る12月11日、会場といたしまして美祢市市民会館大ホールにおきまして、美祢市地域医療シンポジウムを開催いたします。特別講演といたしまして、元気な明日のために、がんには負けないと題しまして、女優の仁科亜季子様をお迎えしてする予定にいたしております。なお、そのあとパネルディスカッションとして、お手元の資料の座長、パネラーによります今、美祢市の地域医療を考えると題しまして、パネルディスカッションをする予定にしております。是非委員のご出席をいただきまして、このシンポジウムを盛り上げていただければと、また、周りの方にもこの宣伝をいただければ非常にありがたいと思っております。以上でございます。

委員長（山本昌二君） はい、ありがとうございました。他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（山本昌二君） ないようでございますので、これにて本委員会を閉会いたします。ご審査、ご協力、誠にありがとうございました。お疲れ様でした。どうもありがとうございました。

午前11時02分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年12月6日

教育民生委員長

山本昌二